

○前払金・中間前払金制度の改正状況

＜東日本建設業保証調べ＞
(平成26年8月4日現在)

【平成26年度】

NO	実施日	発注者	前払区分	内容区分	(新)	(旧)
1	4月1日	秋田県	中間	改正	100万円以上	1,000万円以上
2			中間	改正	工期要件廃止	工期150日超
3	4月1日	横手市	前払	改正	130万円超	500万円以上
4			前払	改正	工期30日以上	工期45日以上
5			前払	改正	限度額廃止	限度額:1億円
6			中間	新規導入	1,000万円以上、工期150日以上	-
7	4月1日	三種町	前払	改正	前払率引上げ:40%(一律)	5,000万円以下の部分 40% 5,000万円超の部分 30%
8			前払	改正	使用計画書廃止	使用計画書の提出:要
9			中間	新規導入	300万円以上	-
10	4月1日	八郎潟町	前払	改正	前払率引上げ:40%(一律)	2,000万円以下の部分 30% 2,000万円超の部分 20%
11			中間	新規導入	300万円以上	-
12	4月1日	藤里町	前払	改正	100万円以上	500万円以上
13	4月1日	大潟村	前払	改正	100万円以上	300万円以上
14			中間	改正	100万円以上	300万円以上
15	4月1日	上小阿仁村	中間	改正	100万円以上	1,000万円以上
16			中間	改正	工期要件廃止	工期150日超
17	6月1日	能代市	前払	改正	100万円以上	300万円以上
18			前払	改正	工期要件廃止	工期60日以上
19			前払	改正	限度額廃止	限度額:1億円(中間前払含む)
20			中間	改正	100万円以上	300万円以上
21			中間	改正	工期要件廃止	工期100日以上
22	7月1日	由利本荘市	中間	新規導入	1000万円以上	-
23	8月1日	秋田市	前払	改正	工期要件廃止	工期30日以上
24			中間	改正	130万円以上	1,000万円以上
25			中間	改正	工期要件廃止	工期150日超

【平成25年度】

NO	実施日	発注者	前払区分	内容区分	(新)	(旧)
1	4月1日	八郎潟町	前払	改正	工期要件廃止	工期30日以上
2			前払	改正	請求期限廃止	請求期限:契約日から21日以内
3	4月1日	北秋田市	前払	改正	使用計画書廃止	使用計画書の提出:要

【平成24年度】

NO	実施日	発注者	前払区分	内容区分	(新)	(旧)
1	4月1日	井川町	前払	改正	本店所在地要件廃止	町内に本店を有する企業へのみ適用
2	8月1日	八峰町	前払	改正	130万円以上	500万円以上
3	12月5日	鹿角市	中間	新規導入	市の指定する工事	-